平成25年4月1日 規程第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則(平成25年公立大学法人秋田 公立美術大学規程第1号)第14条第2項の規定に基づき、秋田公立美術 大学(以下「本学」という。)の特任教員に関し必要な事項を定めるも のとする。

(特任教員)

- 第2条 特任教員とは、本学における教育研究プロジェクト等の推進を図るため、期間を定めて任用する教員をいう。
- 2 特任教員は、特任教授および特任准教授とする。

(選考)

- 第3条 特任教員の選考は、教育研究審議会の議に基づき、理事長が行う。
- 2 特任教授又は特任准教授となることができる者は、それぞれ公立大学 法人秋田公立美術大学教員選考基準に関する規程(平成25年公立大学法 人秋田公立美術大学規程第39号)に定める教授又は准教授の資格を有す ると認められる者とする。

(任期)

第4条 特任教員の任期は、1の会計年度以内とする。ただし、理事長が 必要と認めた場合は、当該教育研究プロジェクト等の期間を限度として、 再任を妨げないものとする。

(労働契約)

第5条 理事長は、特任教員として採用し、又はその任期を更新しようと するときは、その者と労働契約を締結するものとする。

(身分)

第6条 特任教員の身分は、嘱託職員とする。

(勤務時間)

第7条 特任教員の勤務時間は、当該特任教員が担当する教育研究プロジェクト等の内容に応じ、第5条の規定により個別に締結する労働契約において定めるものとする。

(給与)

第8条 特任教員の給与およびその支給方法は、その者の経験、能力、業績等に応じ、前条に規定する労働契約により決定することができるものとする。

(退職手当)

第9条 特任教員には、退職手当は支給しない。

(嘱託職員就業規則の準用)

第10条 特任教員の就業に関し、この規程に定めのない事項については、 公立大学法人秋田公立美術大学嘱託職員就業規則(平成25年公立大学法 人秋田公立美術大学規程第57号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、特任教員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。